弘前市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



弘 前 市 令和2年12月 (令和4年12月改訂) (令和6年12月改訂)

目 次

1.	弘前市パートナーシップ宣誓制度について	1
2.	パートナーシップ宣誓ができる方	1
3.	手続き方法	2
4.	手続きに必要な書類	3
5.	ファミリーシップの届出	3
6.	宣誓後の手続き	5
7.	宣誓の無効	5
8.	宣誓することで利用できる市の手続きやサービス等	6
9.	宣誓することで利用できる民間事業者の手続きやサービス等	} …6
10.	情報の取扱い	6
11.	市の担当部署	6
12.	Q & A	7

参考 弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 (本文のみ)

1. 弘前市パートナーシップ宣誓制度について

弘前市では、弘前市総合計画及び弘前市男女共同参画プランに基づき、「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」の実現に向け、すべての人が個人としての尊厳が重んじられ、互いに多様な価値観を認め合いながら自分らしく生きられるまちづくりに取り組んでいます。

その取組の一環として、令和2年12月10日から「弘前市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

この制度は、双方又は一方が性的マイノリティのお二人が、お互いをパートナーとして、日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを約束して「パートナーシップ宣誓」を行い、その宣誓を市が証明するものです。

宣誓によって何らかの法律上の効果が生じるものではありませんが、悩みや生きづらさを感じている方々の不安な思いを、少しでも軽減・解消できるよう取り組むものです。

市は、この制度導入を契機とし、性的マイノリティの方をはじめ、困難な状況 に置かれている人への理解と共感が広がり、多様性を尊重するまちづくりがより 一層推進されるよう努めます。

※令和6年12月10日から、パートナーシップ宣誓をしたお二人の親や子を含め、家族として日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを約束した関係であることを届け出し、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証に氏名を記載することで関係性を証明する「ファミリーシップ」の受付を開始しました。

2. パートナーシップ宣誓ができる方

パートナーシップ宣誓をするには、下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方又はいずれか一方が性的マイノリティ*の方であること。
 - ※性的指向(どのような性別の人を好きになるか)が必ずしも異性愛のみではない人又は性自認(自分の性別をどのように認識しているか)が出生時に割り当てられた性別と異なる人。
- (2) 民法に規定している成年*に達していること。 ※民法改正により令和4年4月1日からは18歳。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をする相手方以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 民法上婚姻を禁止されている関係*にないこと。
 - ※民法第734条から第736条に規定する関係で、
 - ・直系血族(自分と直系にある人【父母・祖父母・子・孫など】)
 - ・<u>三親等内の傍系血族</u>(同じ始祖から分かれ出た人【兄弟姉妹・叔父叔母・甥 姪】ただし養子と養方の傍系血族は除く。)
 - ・ 直系姻族 (自分の配偶者と直系にある人 【配偶者の父母・祖父母など】、自分

と直系にある人の配偶者【子・孫の配偶者など】)

- <u>養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親</u> 又はその直系尊属との関係
- (5) いずれか一方が市内に住所を有している又は3か月以内に市内への転入を予 定していること。
 - ※これまでは、双方が市内に住所を有している又は3か月以内に市内への転入を予定していることを要件としていましたが、令和6年12月10日から、いずれか一方が市内に住所を有している又は3か月以内に市内への転入を予定していることで宣誓できるようになりました。

3. 手続き方法

- (1) 宣誓を希望する場合、事前に企画課ひとづくり推進室に予約する
 - 宣誓する場所、日時等について、宣誓するお二人のご希望に沿えるよう調整 しますので、事前の予約をお願いします。
 - ・宣誓を希望する日の、概ね一週間前までに予約してください。
 - ・宣誓場所は、弘前市役所本庁舎のほか弘前駅前公共施設ヒロロスクエア(ヒロロ3階)などで調整します。市の施設であっても、市民会館・弘前文化センターなど、使用料・入場料等が必要となる場所については指定できません。
 - 状況によりご希望に沿えない場合もあります。あらかじめご了承ください。
 - 予約は電話又はEメールでお願いします。

電話: O 1 7 2 - 2 6 - 6 3 4 9 (土曜日・日曜日・祝日等市役所の休日を除く8:30~17:00) Eメール: kikaku@city.hirosaki.lg.jp

(2) 宣誓する

- 予約した日時に、指定の場所へお二人でお越しください。
- 「弘前市パートナーシップ宣誓書」(以下、「宣誓書」という。)に署名し、必要書類(3ページ参照)を添えて提出してください。
- 自署することができない場合は、代筆が可能です。
- 性別違和があるなど、市長が特に理由があると認めた場合は、日常生活で使用している通称名を使用することができます。
- (3) パートナーシップ宣誓書受領証の受領
 - 宣誓の対象となる要件を備えている場合、「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」(以下、「受領証」という。) に宣誓書の写しを添えて交付します。
 - 宣誓する場所が弘前市役所本庁舎の場合は、即日交付します。(宣誓から受領証の交付まで、1時間程度のお時間をいただきます。)
 - 宣誓する場所が弘前市役所本庁舎以外の場合は、即日交付することができません。詳細については、ご予約の際にご案内します。
 - •宣誓をするお二人の住所が市外の場合は、宣誓書の写しを交付することとし、 受領証は、いずれか一方が転入後の住民票を提出した後に、交付します。

4. 手続きに必要な書類

(1) 住民票の写し又は転出証明書

- 宣誓日前3か月以内に発行されたものを、それぞれお持ちください。 なお、宣誓をするお二人が同一世帯の場合、住民票の写しはお二人が記載されたもの1通で構いません。
- ・住民票の写しは、住民票コード及びマイナンバーは省略し、本籍及び世帯主 の氏名・続柄は省略しないものをお持ちください。

(2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

- 宣誓日前3か月以内に発行されたものを、それぞれお持ちください。
- 外国籍の方は本国の大使館、領事館等が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)に、日本語訳(翻訳者の氏名が記入されたもの)を添え提出してください。

(3) 本人確認書類

- •「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できる下記の書類を提示してください。
- ・原則、「1枚の提示で足りるもの」に示されている書類で確認します。
- •「1 枚の提示で足りるもの」に示されている書類がない場合に限り、「2 枚以上の提示が必要なもの」に示されている書類で確認します。

2枚以上の提示が必要なもの 1枚の提示で足りるもの ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は • 運転免許証 ・個人番号カード(マイナンバーカード) 介護保険の被保険者証 旅券(パスポート) 共済組合員証 • 宅地建物取引士証 • 国民年金手帳 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年 • 戦傷病者手帳 • 身体障害者手帳 金証書 • 療育手帳 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真 ・在留カード又は特別永住者証明 付きのもの など など

「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

5. ファミリーシップの届出

パートナーシップ宣誓をした(しようとする)お二人とその親や子が、家族として日常の生活において相互に支え合い、協力し合うことを約束した関係であることを市へ届け出することで、市が受領証に届け出した親や子の氏名・生年月日を記載し、関係性を証明します。

- (1) ファミリーシップの届出ができる親や子の要件
 - 法律上の親子関係があること(住所や生計が同一であることは問いません)

(2) 手続き方法

- ① 届出を希望する場合、事前に企画課ひとづくり推進室に予約してください。
- •「3. 手続き方法」の(1)と同様の流れとなりますので、ご確認ください。 (パートナーシップ宣誓と同時に届け出する場合は、予約の際にその旨をお 伝えください)
- ② 予約した日時に、指定の場所へお越しください。
- 「弘前市ファミリーシップ届出書」(以下、「届出書」という。) に自署し、必要書類(下記(3)参照)を添えて提出してください。
- 自署することができない場合は、代筆が可能です。
- ・ファミリーシップ対象者(親や子)はお越しいただかなくても問題はありませんが、その場合は事前に届出書のファミリーシップ対象者氏名欄にご本人自署してもらい、ご持参ください。(15歳未満の子については親権者が自署。)自署することができない場合は、ご予約の際にその旨をお知らせください。
- ③ 届出の要件を備えている場合、届け出した親や子の氏名・生年月日を受領証へ記載し交付します。
- •届け出する場所が弘前市役所本庁舎の場合は、即日交付します。(届出から受領証の交付まで、1時間程度のお時間をいただきます。)
- 宣誓する場所が、弘前市役所本庁舎以外の場合は、即日交付することができません。詳細については、ご予約の際にご案内します。
- •パートナーシップ宣誓と同時に届け出する場合は、「3. 手続き方法」の(3) と同様の流れとなりますので、ご確認ください。

(3) 届出に必要な書類

- ① 受領証(宣誓時に届出する場合を除く)
- ② ファミリーシップ対象者(親や子)の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ・ 届出前 3 か月以内に発行されたものを、それぞれお持ちください。
- •宣誓時に届け出する場合で宣誓者と親(子)が同じ戸籍に入っているときや、 兄弟姉妹2人以上を届け出する場合で同じ戸籍に入っているときなどは、戸 籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通で構いません。
- ③ 宣誓者の本人確認書類

「4. 手続きに必要な書類」の(3)と同様となりますので、ご確認ください。

- (4) ファミリーシップの解消について
 - ファミリーシップが解消されたときは、届出により受領証に記載された親や 子の氏名・生年月日を削除します。
 - 届出の際は、本人確認書類(3ページ参照)及び受領証をお持ちください。

6. 宣誓後の手続き

宣誓後の下記の手続きについては、宣誓時と同様、企画課ひとづくり推進室まで事前に連絡をお願いします。また、手続きの際は、本人確認書類(3ページ参照)をお持ちください。

(1)受領証の再交付

- 受領証の紛失又は氏名の変更をした場合は、「弘前市パートナーシップ宣誓書 受領証再交付申請書」を提出することで、受領証の再交付を受けることがで きます。
- 氏名の変更手続きの場合、氏名を変更したことがわかる戸籍個人事項証明書を添付してください。なお、通称名を変更する場合は、別途お問い合わせください。

(2) 受領証の返還

- ・次のいずれかに該当する場合は、「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証返還 届」に交付済みの受領証を添えて提出してください。
 - ① パートナーシップが解消されたとき
- ② 宣誓したお二人が本市に住所を有しなくなったとき ※お仕事による一時的な転出など、事情に応じて対応いたしますので、ご 相談ください。
- ③ 「2. パートナーシップ宣誓ができる方」の(3)(4)の要件を満たさなくなったとき

7. 宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽又は不正があったとき
- (2) 不正の目的をもって受領証を使用したとき
- (3) 宣誓したお二人の住所が市外だった場合で、宣誓した日から3か月以内に どちらか一方の転入後の住民票が提出されなかったとき
- (4)「6. 宣誓後の手続きについて(2)受領証の返還」のいずれかに該当するに も関わらず、返還の届出をしないとき
 - ・宣誓が無効となった場合は、宣誓者は交付された受領証を返還してください。
 - ・宣誓した日に遡及し無効となった場合は、宣誓書の写しもあわせて返還してください。
 - ・市長は、必要があると認めるときは、無効とした宣誓番号を公表する場合があります。

8. 宣誓することで利用できる市の手続きやサービス等

- 市民税県民税の代理申告
- 所得課税証明書の申請、交付の手続き(同居している場合に限る)
- 納税証明書の申請、交付の手続き(同居している場合に限る)
- 固定資産証明書申請、交付の手続き(同居している場合に限る)
- 避難行動要支援者名簿登録申請手続き
- ・ 犯罪被害者等支援の手続き
- 市営住宅・駅前住宅・駅前北地区都市再生住宅の入居申込手続き
- ※ この他、弘前市内にある県営住宅へも入居申込をすることができます。

9. 宣誓することで利用できる民間事業者の手続きやサービス等

民間事業者の中には、携帯電話の割引サービスや生命保険の受取人指定、住宅 ローンでの手続きの簡略化など、すでにサービスを提供している事業者もありま す。

今後、様々な民間事業者等の方々に制度の趣旨をご理解いただき、宣誓された 方が利用できる手続きやサービスが広がるよう、積極的に周知していきます。

10. 情報の取扱い

宣誓に係り得た個人情報は、受領証の発行のために必要とするものであり、他の目的による内部利用や目的外提供をすることはありません。

書類及びデータの保管・管理は事務を取り扱う企画部企画課のみで行い、住民 基本台帳など市が保有する他の情報と紐づけることはありませんのでご安心く ださい。

11. 市の担当部署

本制度についてご不明な点などありましたら、下記までご連絡ください。

・弘前市企画部企画課ひとづくり推進室

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

電話: 0172-26-6349 (土曜日・日曜日・祝日等市役所の休日を除く8:30~17:00)

FAX: 0172-35-7956

Eメール: kikaku@city.hirosaki.lg.ip

12. Q&A

Q1. 弘前市パートナーシップ宣誓制度と結婚は違うのですか?

A 1

結婚は、法律の定めるところにより婚姻の届出をすることで、親族関係が生 じ、扶養義務や相続権など、様々な義務・権利が発生します。

一方、弘前市パートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)を制定し 実施するもので、婚姻の届出をすることで発生する法律上の義務や権利は発生 しません。また、パートナーシップ宣誓をしても、住民票や戸籍などの記載が 変わることもありません。

この制度は、日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを約束した お二人の宣誓を市が受け止め、様々な場面で感じる生きづらさや不安な思いを 軽減、解消できるよう取り組むものです。

※ファミリーシップの届出についても、パートナーシップ宣誓と同様、法律上の義務や権利が発生するものではありません。

Q2. 事実婚のカップルも対象になりますか?

A 2

市では、弘前市男女共同参画プランに基づき、「高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等が安心して暮らせる環境整備」を進めることとし、本制度は、その取組の一環として性的マイノリティの方が感じている悩みや不安、生きづらさを少しでも軽減、解消できるよう実施するものです。

したがって、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として一定の関係性が 認められている事実婚の方については、本制度の対象とはしていません。

Q3. 法律上の効果がないということですが、宣誓して何か変わることはありますか?

АЗ

宣誓することによる法律上の義務や権利は発生しませんが、市の一部の手続きやサービス等について、宣誓をされた方が活用可能になったり、手続きがスムーズに行われるものもあります。(6ページ参照)

また、民間事業者等の中には、一定の要件を満たしていれば、受領証を提示することで携帯電話の割引サービスや生命保険の受取人指定、住宅ローンでの手続きの簡略化などの対応をしている事業者があります。

今後、様々な民間事業者等の方々に制度の趣旨をご理解いただき、宣誓されたお二人が対象となるサービスや手続きの簡略化などに対応していただけるよう、積極的に周知していきたいと考えています。

Q4. 宣誓は、同性カップルしかできませんか?

Δ4

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。トランスジェンダーやバイセクシュアルなどで戸籍上異性のカップルであっても、要件を満たしていれば宣誓することができます。詳しくはお問い合わせください。

Q5. 民法で婚姻を禁止されている関係とは具体的にどのような関係ですか? A5

民法において次のように規定されています。

- ① 直系血族又は三親等内の傍系血族の間(民法第734条) (祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等)
- ② 直系姻族の間(民法第735条) (配偶者の祖父母、配偶者の父母、子の配偶者等)
- ③ 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属 との間(民法第736条)

Q6. 弘前市民以外は宣誓できませんか?

A 6

宣誓しようとするいずれか一方が、弘前市内に住所があるか、3か月以内に 弘前市内へ転入予定である必要があります。

宣誓しようとするお二人が転入予定の場合は、いずれか一方が、3 か月以内に弘前市内へ転入し、住民票の写しを提出する必要があります。(住民票の写しの提出後に、受領証が交付されます。)

宣誓後、お二人の住所が弘前市外になる場合は、受領証を返還していただきますが、転出の事情に応じて対応しますので、ご相談ください。

<u>Q7. パートナー同士、同居していないと宣誓できませんか?</u> A7

同居の必要はありませんが、お互いに日常生活において支え合い、協力し合うことを約束した関係である必要があります。

Q8. ファミリーシップの届出は、同居していないと届出ができませんか? A8

パートナーシップ宣誓をしたお二人とその親や子が、お互いに日常生活において支え合い、協力し合うことを約束した関係である必要がありますが、 住所や生計が同一であることなどの要件はありません。

Q9. 宣誓は誰に対して、いつ、どこでできますか?

A 9

宣誓される方のプライバシー保護等の観点から、事前に企画部企画課ひとづくり推進室にご連絡をいただき、担当の職員のみが対応いたします。事前相談の際に、場所や日時のご要望を伺い、担当職員が可能な範囲で対応いたしますが、場所は、市役所本庁舎や岩木・相馬総合支所内の会議室、ヒロロスクエアなどを想定しております。

宣誓を希望する日の概ね一週間前までにご相談くださるようお願いします。

Q10. 宣誓日を記念日にしたいのですが、希望する日に宣誓できますか? A10

宣誓に当たっては、事前に企画部企画課ひとづくり推進室にご連絡をいただき、宣誓する場所や日時のご要望を伺い、担当職員が可能な範囲で対応いたします。日時については、夜間や休日などの場合、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

宣誓を希望する日の概ね一週間前までにご相談くださるようお願いします。

Q11. 代理や郵送による宣誓はできますか?

A11

代理や郵送による宣誓はできません。事前に調整した場所に、宣誓されるご本人にお越しいただき、宣誓していただきます。ただし、病気等の事情で窓口にお越しいただくことが難しい場合はご相談ください。

Q12. 宣誓書に自署できない場合、代筆してもらうことはできますか? A12

宣誓書に自署することができない場合は、代筆が可能です。

Q13. 外国籍の場合も宣誓はできますか?

A13

外国籍であっても、いずれか一方が弘前市内に住所があるか、3か月以内に 弘前市内へ転入を予定していれば、宣誓することができます。

外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)など、独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。(3ページ参照)

なお、宣誓書をはじめ市が用意するすべての資料は日本語です。

Q14. 通称名を使用できますか?

A14

性別違和等で特に理由がある場合は通称名を使用することができます。その場合、受領証の裏面に特記事項として戸籍上の氏名を表記します。

通称名の使用を希望する場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる資料を提示していただきます。(確認後返却します。)

Q15. 宣誓に費用はかかりますか?

A15

受領証の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な書類(住民票や戸籍個人事項証明書など)の発行手数料などは自己負担となります。

Q16. 宣誓後に転居する場合、手続きが必要ですか?

A16

弘前市内での転居の場合、手続きは必要ありません。

お二人の住所が弘前市外になる場合、原則、受領証を返還いただくこととなりますが、お仕事による一時的な転出など、事情に応じて対応いたしますので、ご相談ください。

また、転出先の自治体で同様の制度を行っているかなどお調べすることもできますので、不安なことがありましたらご相談くださいますようお願いします。

参考 弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市総合計画及び弘前市男女共同参画プランに基づき、一人ひとりが 互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱い について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
 - (2) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二者が、互いを人生を共に過ごす相手(以下「パートナー」という。)とし、日常の生活において相互に支え合い、協力し合うことを約した関係のことをいう。
 - (3) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し双方がパートナーであることを誓う ことをいう。
 - (4) ファミリーシップ 宣誓をした者とその親又は子が、家族として日常の生活において相 互に支え合い、協力し合うことを約した関係のことをいう。

(宣誓の対象者)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること
 - (2) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとするパートナー以外の者とパートナーシップの 関係にないこと
 - (3) パートナーとの関係が民法第734条から第736条までの規定により、婚姻を禁止されているものでないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者のいずれか一方は、本市に住所を有している又は3か月以内に本市への転入を予定している者でなければならない。 (宣誓の方法)
- 第4条 宣誓をしようとする者は、弘前市パートナーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)に自署し、次の各号に掲げる書類(宣誓日前3か月以内に発行されたもの。)を添付し、市長に提出するものとする。ただし、宣誓しようとする者の双方又は一方が宣誓書に自署することができない場合は、代筆させることができる。
 - (1) 住民票の写し又は本市が転出先となっている転出証明書
 - (2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- 2 宣誓をしようとする者の双方が本市に住所を有しない場合は、いずれか一方が宣誓した日から3か月以内に、本市に転入後の住民票の写しを市長に提出しなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類は、これを提出することができない特別な事情が認められる場合 に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。
- 4 宣誓しようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認めた場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。
- 5 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを、戸籍法(昭和22年法律第224号) 第27条の2第1項の規定の例により確認するものとする。
- 6 宣誓しようとする者は、宣誓する日時等について、事前に市と調整するものとする。 (受領証の交付)
- 第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がなされた場合、提出された宣誓書及び添付書 類等を確認し、第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、当該宣誓をした二者

に対し、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)に 宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、本市に住所を有しない二者が宣誓した 場合は、宣誓書の写しを先に交付するものとし、受領証は、前条第2項に規定する本市に転 入後の住民票の写しの提出後に交付するものとする。

2 前条第4項の規定により通称名を使用して宣誓した場合には、戸籍に記載されている氏名を受領証の裏面に記載するものとする。

(ファミリーシップの届出)

- 第6条 宣誓をしようとする者又は前条第1項の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)が、ファミリーシップにあることの届出をしようとするときは、弘前市ファミリーシップ届出書(様式第3号)(以下、「届出書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
 - (1) 受領証(宣誓時に届出する場合を除く)
 - (2) ファミリーシップにあることの届出をする親又は子(以下、「親等」という。)の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(届出前3か月以内に発行されたもの。)
- 2 第1項各号に掲げる書類は、これを提出することができない特別な事情が認められる場合 に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。
- 3 届出書の宣誓者氏名欄及びファミリーシップ対象者氏名欄は、本人が自署するものとする。 ただし、ファミリーシップ対象者が15歳未満の子については、ファミリーシップ対象者氏 名欄及び親権者氏名欄を親権者が自署するものとする。
- 4 前項の自署については、代筆させることができるものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により届出書が提出された場合、親等の氏名及び生年月日を受領証 の裏面に記載するものとする。
- 6 宣誓者及びファミリーシップの届出がされた親又は子の意思により、ファミリーシップが 解消されたときは、市長に届け出るものとする。
- 7 第4条第5項及び第6項の規定は、第1項及び第6項の届出について準用する。 (受領証の再交付)
- 第7条 宣誓者は、当該受領証を紛失、毀損、汚損又は氏名の変更により受領証の再交付を受けようとするとき、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出することで、受領証の再交付を受けることができる。
- 2 第4条第5項及び第6項の規定は、前項の申請について準用する。 (受領証の返還)
- 第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するとき、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に交付済みの受領証を添えて、市長に届出なければならない。
 - (1) 宣誓した双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓した双方が本市に住所を有しなくなったとき。ただし、市長が特に理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 第3条第2号及び第3号の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) その他、市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、受領証を返還した者が希望する場合、返還された受領証の宣誓番号を公表することができる。
- 3 第4条第5項の規定は、第1項の届出に係る本人確認について準用する。 (宣誓の無効)
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。
 - (1) 宣誓書の内容に虚偽又は不正があったとき。
 - (2) 不正の目的をもって受領証を使用したとき。

- (3) 第4条第2項に規定する住民票の写しが提出されなかったとき。
- (4) 前条第1項各号のいずれかに該当するにも関わらず、同項の届出をしないとき。
- (5) その他、市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により無効とした場合、宣誓した者に対し弘前市パートナーシップ宣誓に関する無効通知書(様式第6号)により通知するものとし、交付された受領証及び宣誓書の写しの返還を求めるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした宣誓番号を公表することができる。 (補則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月10日から施行する。
 - (宣誓の方法、受領証の交付等の効力に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にされている改正前の弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定による宣誓又は受領証の交付は、改正後の弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定によりなされたものとみなす。

発行元: 弘前市企画部企画課ひとづくり推進室

TEL:0172-26-6349(直通)

E-mail: kikaku@city.hirosaki.lg.jp

令和2年12月発行

令和4年12月改訂

令和6年12月改訂